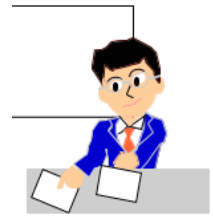


前略、社長様

高橋会計事務所通信 経営革新セミナー増刊号(平成20年11月号)



発行 高橋会計事務所

東京都阿田市森野2-27-12 ローゼンビル E号室

Tel: 042-721-2637 Fax: 042-721-6648

Topic

▶ 遺留分とは？

遺留分とは、相続人に認められた最小限度の財産の確保分をいいます。

被相続人（亡くなった人）は、遺言により財産を自由に処分できますので、特定の人間に全てを遺贈することも可能です。

そこで、相続人の権利を確保するために、遺留分の制度が設けられています。



相続人には
最低限の取り分が
約束される訳だな

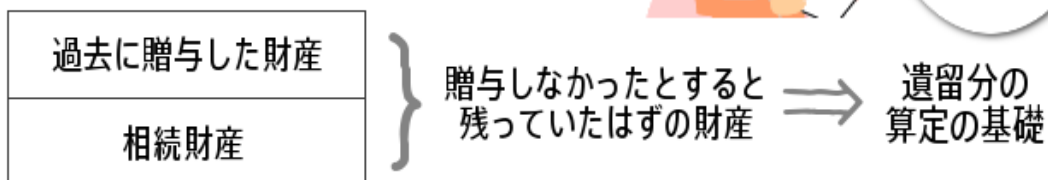
▶ 遺留分の計算では、財産の持ち戻しがある

遺留分の対象となる財産は、相続財産ではありません。

過去に被相続人が贈与した財産も遺留分の対象となります。



過去の贈与財産を
持ち戻す、という
ことね



▶ もう少し詳しく・・・

遺留分は、被相続人の兄弟姉妹には認められていません。

遺留分割合は、法定相続分の2分の1です（相続人が直系尊属のみの場合を除きます）。

Column

同業者比較は有効か？

稲盛和夫著「実学」につきのような話がある。以下要約。

売値をいくらにするかが経営上のもっとも重要な仕事である。それを学ぶためには「夜なきうどんの屋台を引く」という実習が効果的である。一番の問題は仕入れだ。うどんをどうするか？製麺所から仕入れる、自分で打つ、スーパーから買う、選択肢は様々だ。同様につゆや具についても様々な選択肢がある。そして肝心なのが売値である。

と、売値の重要性を説いている。

▶ これを読んで考えたこと

10の屋台があれば10とおりのうどんができるが、その中身は千差万別である。10とおりのうどんには、10とおりの原価がかけられ、10とおりの値決めがされる。中にはインスタントに近いものもあれば、うどん、つゆ、具すべてを自家製にこだわったものもあるはずだ。

とすると、となりの屋台の売値や利益率を自分の屋台のそれと比較することに意味はない。見た目は同じうどんでも、中身はまったくちがうのだから。

屋台のうどん屋などという非常に単純なビジネスからしてそうである。ましてやわたしたちは、もう少しは複雑なビジネスをしている。

同業者比較は有効なのだろうか？

ともすれば同業者の数値を気にしたくなるが、皆さんの会社は世界に一つしかない。



比較すべき相手は同業他社ではなく、「過去の自分」と「未来の自分」ではないだろうか。

全企業平均	平均従業員数 12.7人
1企業あたり平均額	
現金預金	28,932千円
純売上高	217,866千円

(TKC 経営指標 BAST 平成19年版より)